

発達障害一次相談の地域移行と機関連携 ～相談をあなたの住む街で～

奈良県発達障害者支援センターでいあー 菅原史登

はじめに

発達障害者支援センターでいあーは奈良県内における発達障害に関する相談に幅広く対応する機関として運営されてきました。平成28年の発達障害者支援法改正により、センターには相談者が身近な地域で相談できる支援ネットワークを構築する役割が求められています。発達障害の相談体制の変化と現状の取り組みについて、法人職員や地域住民の皆さまに周知させて頂く目的で、このポスターを作成しました。

現在の相談体制

発達障害が社会で広く認知されつつある中、相談件数は年々増加傾向にありました(グラフ1)。当事者・家族からの直接相談(一次相談)の割合が、支援機関を通じた相談(二次相談)より多くなっています。図1のように、当事者・家族からの一次相談がでいあーに集中している状態となっていることが理由の1つになっています。

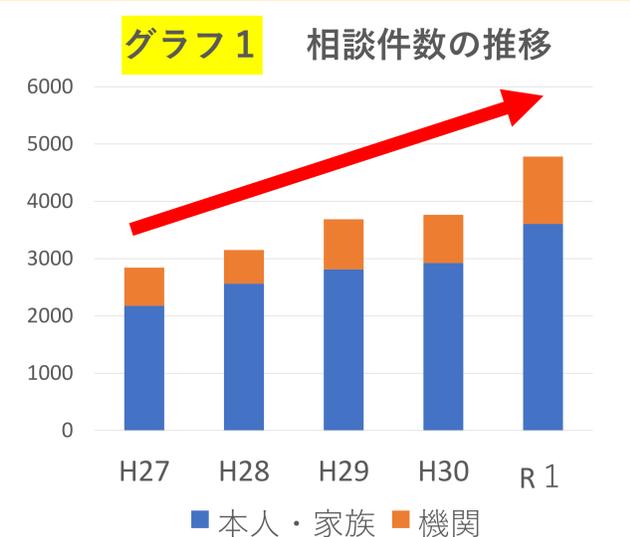


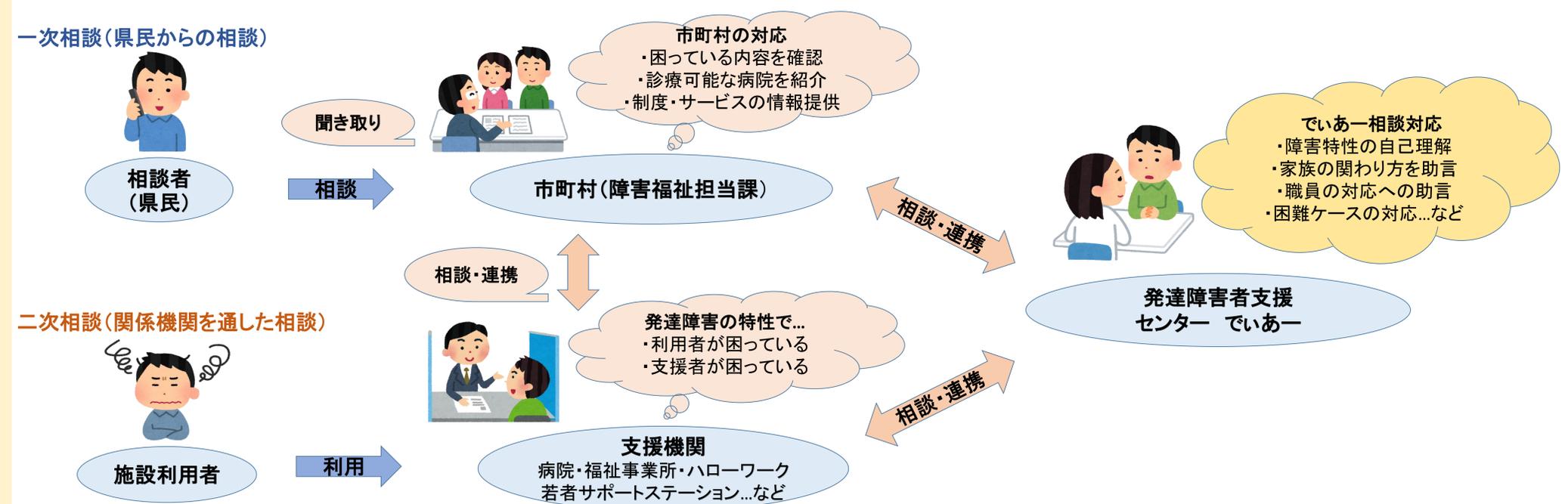
図1 現在の相談体制



これからの相談体制

この状態を解消するため、県とでいあーは市町村と協力し、令和5年度をめどに身近な地域で発達障害の一次相談ができる体制を整備しています(図2)。今後は一次相談を身近な市町村の障害福祉担当課が担い、でいあーは支援機関からの二次相談を主とするよう移行していく予定です。身近な地域に相談機関を整備することによって、県民の相談しやすさとでいあーの専門性を両立できる相談体制を目指しています。

図2 新しい相談体制



現在の取り組み

実現に向けた取り組みとして、①市町村巡回相談・②ケース情報交換会・③職員向け研修の3つを実施しています。

① 市町村巡回相談

市町村の障害福祉担当課とでいあーが合同で、相談会を定期的実施しています。行政の広報誌で住民に周知して相談者を募っています。

目的①: 市役所・役場を相談会場とすることで、住民が身近な地域で気軽に相談できる機会を作っています。

目的②: でいあー職員から行政職員へ、聞き取りのノウハウや相談の進め方を共有しています。また、申請窓口の担当者である行政職員が同席することで、障害者手帳や福祉サービスの申請がスムーズに進みます。

② ケース情報交換会

市町村の障害福祉担当課・委託相談支援事業所・でいあーの三者が、地域の相談ケースの情報交換を定期的実施しています。地域自立支援協議会の場をお借りして実施している場合もあります。

委託相談支援事業所: 福祉サービス利用計画を作成する他、市町村行政の委託で地域の障害者に関する様々な相談に対応している福祉事業所です。

地域自立支援協議会: 地域の障害福祉に関わる事業所が、地域の問題について情報交換を行い、事業所どうしの協力ネットワークを作るために開催される会議です。

③ 職員向け研修

市町村職員向け研修

基礎研修: 行政職員向けに「発達障害って何だろう?」という基礎から解説する動画を作成し、YouTubeで公開しました。

応用研修: 既に窓口で相談にあたっている行政職員や委託相談支援事業所職員向けに事例の検討会などを行っています。

支援者向け研修:

障害福祉に携わる支援者を対象として、発達障害の特性理解やアセスメント研修を実施しました。

まとめ・今後の展望

令和5年度の相談体制移行に向けて、でいあーは現在の取り組みを広げて続けていきます。今後の展望として、以下の取り組みを行う予定です。

- ・市町村への訪問や地域自立支援協議会への参加を通して、巡回相談やケース情報交換会を実施する市町村の数を増やすこと
- ・発達障害の診療可能な医療機関の調査結果をまとめ、住民や市町村職員に向けてより身近な地域の医療機関を情報提供していくこと
- ・市町村に配布した一次相談支援マニュアル「リンクスタート」の改定を行い、職員がより相談に活用しやすいものにする
- ・以上の取り組み結果として二次相談(支援機関への相談支援や研修活動)の件数を増やしていくこと

